

令和7年3月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和7年3月28日(金) 午前9時30分から午前10時40分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 14名

農業委員7名

会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 加藤正博
3番 入木真一 4番 郡山信敏
5番 佐藤哲夫 6番 邊木園浩子
7番 下村健一

農地利用最適化推進委員7名

12番 大迫恒作 13番 坂元朋子 14番 酒匂清治
15番 鳥集公測 16番 西村真一 17番 真方実喜男
18番 山下孝行

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 5番 佐藤委員 6番 邊木園委員
会議書記 二宮主任主事

第2 議案第58号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。

議案第59号 農地法第5条の規定による進達について意見を求める。

議案第60号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。

議案第61号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

議案第62号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中別府 和也 次長 田原修司

6. 会議の概要

(二宮主任主事) これから総会を始めさせていただきたいと思います。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、議案第58号から議案第62号の議案33件及び議案第63号が別冊となっております。ご審議方よろしく願います。令和7年4月の定例総会は28日(月)でございます。議案審議及

び転用議案等に係る現地調査は、21日(月)にお願いする予定でございます。4月の4条・5条に係る調査委員会は、第2調査委員会ですのでどうぞよろしくお願ひします。それでは、山元会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中7名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、令和7年3月の農業委員会定例総会を開催いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず、日程第1 本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名をいたします。ご異議ありませんか。

(はいの声あり)

(議長) それでは、議事録署名委員に、5番 佐藤委員 と 6番 邊木園委員 を指名いたします。本日の書記は事務局の二宮主任主事をお願いをいたします。次に、日程第2 議案審議に入ります。

(議長) 議案第58号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題といたします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の5ページをご覧いただきたいと思います。今回の農地法第3条による所有権移転申請ですが、誠に申し訳ございませんが第1項と第8項につきましては取り下げとさせていただきます。それでは第2項です。譲受人 [] 氏 ・ 譲渡人 [] 氏 による売買で、田1筆 297㎡ で、対価総額は3万円です。調査委員は石山委員です。第3項です。譲受人 [] 氏 ・ 譲渡人 [] 氏 による売買で、畑1筆 892㎡ で対価総額は133,800円です。調査委員は大迫委員です。第4項です。譲受人 [] 氏 ・ 譲渡人 [] 氏 による売買で、畑4筆 5,752㎡ で、対価総額は1725,600円です。調査委員は酒匂委員です。第5項、譲受人 [] 氏 ・ 譲渡人 [] 氏 による売買で、田2筆 1,521㎡ で対価総額は152,100円です。調査委員は酒匂委員です。第6項、譲受人 [] 氏 ・ 譲渡人 [] 氏 による親子間の贈与で、田1筆 2,410㎡ です。調査委員は真方委員です。第7項、譲受人 [] 氏 ・ 譲渡人 [] 氏 による売買で、田1筆 1,856㎡ で対価総額は28万円です。調査委員は真方委員です。第9項になります。譲受人 [] 氏 ・ 譲渡人 [] 氏 による親子間の贈与で、田1筆 633㎡、畑3筆5,956㎡ 計4筆6,589㎡ です。調査委員は山下委員です。以上の案件は、受付審査の結果、機械の所有状況、農作業従事者

数、により効率利用要件と農作業従事要件、地域との調和要件の3つの要件をすべて満たしていると考えております。説明は以上でございます。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。まず第2項については石山委員が欠席の為、事務局の榎田主査より調査内容の報告をお願いいたします。

(事務局 榎田主査) 議長 (榎田主査)

石山委員から調査報告書を預かっております。事務局から説明いたします。第58号第2項について現地調査をいたしました。3月23日、日曜日現地調査を実施しました。譲渡人に電話で確認し、譲受人には訪問して確認を行いました。申請地は議案書の11ページの航空写真をご覧ください。場所は後川内の農地1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター3台、ローダー2台等を所有されておりました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動にも参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。以上です。

(議長) それでは第3項は、大迫委員に調査内容の報告をお願いいたします。

(大迫委員) はい。(大迫委員)

12番大迫が報告いたします。第3項、3月25日火曜日に現地調査をいたしました。畑として使っておりました。16時頃から譲渡人、譲受人双方を訪問し確認いたしました。申請地は議案書の12ページです。航空写真をご覧ください。場所は蒲牟田、狭野の交差点から500m位皇子原の方に行ったところの畑1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター、田植え機、コンバイン等を所有されております。農作業は家族1名と必要な時に人を雇って経営されておりました。従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を図っており、地域の話し合い活動にも参加して協力するなど特に問題ないと思われました。

(議長) 続きまして、第4項第5項については、酒匂委員に調査内容の報告をお願いいたします。

(酒匂委員) はい。(酒匂委員)

14番酒匂が報告申し上げます。議案第58号第4項の現地調査を3月25日火曜日にいたしました。4筆畑、ともに耕作されており、問題ありませんでした。8時から譲受人の■■■■さん宅を訪問し、また譲渡人の■■■■さんには■■■■さん宅から電話連絡して双方の確認を行っております。申請地は議案書の13ページの航空写真をご覧ください。場所は広原字中尾の畑4筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター1台、芋堀機等を所有されておりました。農作業は本人1人ですが、忙しい時にはおじさんやお母さんの手伝いをもらうとの事で従事日数も満たされております。地域経営体への集積等の取組にも連携を取って、地域の話し合い活動にも協力するなどして特に問題ないと判断いたしております。以上でござ

ございます。次に第5項を申し上げます。3月24日月曜日に現地調査を行いました。田2筆とも耕されていました。17時から譲受人の■■■■■さんのお宅を訪問し、また譲渡人の■■■■■さんには電話連絡を取り双方の確認を行っております。申請地は議案書の14ページの航空写真をご覧ください。場所は広原字相ノ久保の田2筆でございます。譲受人は農業用機械としてトラクター、鍛冶機等も確保されております。農作業は本人1名で経営され従事日数も満たされております。地域経営体への集積等の取組にも連携を取り、広原営農組合との連携を取りながら対応するという事で特に稲作をやろうということで計画されております。以上でございます。

(議長) 続きまして第6項及び第7項については、真方委員に調査内容の報告をお願いいたします。

(真方委員) はい。(真方委員)

17番真方が第58号第6項について説明をいたします。3月23日日曜日現地調査をいたしました。10時から譲渡人、譲受人を訪問して確認をいたしました。申請地は議案書の15ページの航空写真をご覧ください。場所は蒲牟田農地1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター等を所有されておりました。農作業は家族2名で経営し従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動にも参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。続きまして第58号第7項について説明いたします。3月23日日曜日、現地調査をいたしました。10時から譲渡人、譲受人を訪問し双方の確認を行いました。申請地は議案書の16ページの航空写真をご覧ください。場所は蒲牟田の農地1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター、軽トラックを所有されておりました。農作業は本人1名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携をとっており、地域の話し合い活動に参加するなど特に問題ないと判断いたしました。以上です。

(議長) 第9項については、山下委員に調査内容の報告をお願いいたします。

(山下委員) はい。(山下委員)

18番山下が報告いたします。3月21日金曜日に現地調査を実施いたしました。現在イタリアンが作付けされている状況です。17時から譲渡人、譲受人を訪問しましたが不在で18時から電話にて双方の確認を行いました。申請地は18、19ページの航空写真の通りです。譲受人は農業用機械としてトラクター1台、軽トラック2台を所有されておりました。農作業は家族4名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を図っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。以上です。

(議長) ありがとうございました。以上報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 暫時休憩いたします。

(議長) 休憩前に引き続き審議に入ります。

(大迫委員) はい。(大迫委員)

(大迫委員) 12番大迫です。第4項についてお聞きしたいんですけど、新規就農みたいな感じと考えるといいんですか。それとこの方は犬とかの保護をされている方で将来的に犬小屋とかで使うとかそういう考えとかないのかなと確認されたんですか。

(事務局長) はい、議長。(議長) 事務局長。

(事務局長) お答えいたします。今大迫委員からございましたように■■■さんは犬をされる方です。今回この農地を譲り受けて芋を作りたいということをおっしゃっております。その後のことは何も伺ってないところでございます。新規就農関係なんですけど、まだそういった新規就農等になるような手続きは何もされていない状況でございます。以上でございます。

(議長) 犬小屋を建てるとか、ドッグランとかそういう用途であれば出来ませんが、芋を本人が作るということですので、どっちみち5年間は転用とかそういうことは出来ないのだからそこあたりも本人も理解していると思いますので、よろしいでしょうか。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声あり)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決をいたします。議案第58号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第58号については、申請どおり許可することに決定をいたしました。

(議長) 次に、議案第59号「農地法第5条の規定による進達について意見を求める。」を議題といたします。事務局長、説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長)

議案書は21ページをご覧ください。今回の農地法第5条による規定による進達申請件数は2件でございます。まず第1項です。譲受人 ■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■氏 の申請案件で、田1筆 753㎡ 農業用車庫・倉庫、農業用車両露天駐車場、車の回転広場を設置するための転用目的であり、農用地区域内農地、都市計画区域外、農用地区域で、売買でございます。なお、農地から農業用施設用地への用途区分の変更を行っております。土地代金は10万円となっております。第2項です。譲受人 ■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■氏 の申請案件で、畑1筆 542㎡ 一般個人住宅、車庫・倉庫を設置するための転用目的であり、第2種農地、都市計画区域外、農用地区域外で、親子間の贈与であります。ま

ず、立地基準であります。第1項につきましては、農業用施設でありますので例外許可となります。第2項につきましては、第2種農地ですが、第3種農地に立地困難な場合等に許可となっております。次に一般基準であります。転用の確実性、周辺農地への影響等基準を満たしていると考えております。また、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がないことについては、特に影響はないものと思われ、立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と考えております。説明は以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第1調査委員会に現地調査をお願いしておりますので、内容の報告を入木委員長にお願いします。

(入木委員長) はい、3番入木。(はい、入木委員長)

報告いたします。3月21日13時半より議案第59号第1項を山下委員、真方委員、事務局の石山さんと現地調査を行いました。転用目的は農業用車庫・倉庫、農業用車両露天駐車場、車の回転広場です。申請地は議案書の22ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の23ページをご覧ください。申請地は、農用地区域内農地、農用地区域となっております。地域住民、周辺農地にも影響がないことから問題ないものと判断いたしました。続きまして、同じく3月21日13時半より現地調査を行いました。転用目的は一般個人住宅、車庫・倉庫です。申請地は議案書の24ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の25ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響がないことから問題ないものと判断いたしました。以上です。

(議長) ありがとうございます。随行された他の委員のご意見はございませんか。よろしいですか。

(議長) 以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第59号「農地法第5条の規定による進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第59号については、申請どおり県へ進達することに決定をいたしました。

(議長) 続きまして、議案第60号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題といたします。事務局長説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長)

議案書は27ページをご覧ください。まず第1項でございます。譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 の申請案件で、田1筆 2, 601㎡で、売買価格は総額 39万150円です。申請地は29ページになります。加藤会長代理、西村委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 の申請案件で、畑1筆 3, 043㎡で、売買価格は総額 30万4300円です。申請地は30ページになります。加藤会長代理、西村委員のあっせんを受けております。第3項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 の申請案件で、畑1筆 1, 258㎡で、売買価格は総額 18万8700円です。申請地は31ページになります。加藤会長代理、西村委員のあっせんを受けております。第4項、譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 の申請案件で、畑2筆 2, 350㎡で、売買価格は総額 23万5000円です。申請地は32ページになります。加藤会長代理、西村委員のあっせんを受けております。続きまして、本日お手元に別途配布しております追加議案になります。第5項になります。譲受人 ■■■■■氏 ・ 譲渡人 ■■■■■氏 の申請案件で、畑2筆 4, 009㎡で、売買価格は総額50万円です。加藤会長代理、西村委員のあっせんを受けております。当該案件については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の各要件を満たしていると考えております。説明は以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声あり)

(議長) それではこれをもって、審議を終わります。これより採決いたします。議案第60号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いします。

(議長) 全員賛成ですので、議案第60号は申請どおり許可することに決定をいたしました。

(議長) 次に議案第61号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題とします。事務局長、説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長)

議案書の34ページをご覧ください。今回の利用権設定申請件数は4件でございます。まず第1項、借受人 ■■■■■氏 ・ 貸渡人 ■■■■■氏 による賃貸借で、田3筆 3, 279㎡、賃借料は年総額 1万円、賃貸借期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間の新規設定です。第2項、借受人 ■■■■■氏 ・ 貸渡人 ■■■■■氏 による賃貸借で、田1筆 1, 093㎡、賃借料は年総額 玄米30kg 1袋、賃貸借期間は令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間

の再設定です。第3項、借受人 [] 氏 ・ 貸渡人 相続人代表 [] 氏 による使用貸借で、田2筆 2, 574㎡、使用貸借期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日までの5年間の再設定です。第4項、借受人 [] 氏 ・ 貸渡人 相続人代表 [] 氏 による使用貸借で、田1筆 3, 993㎡、使用貸借期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日までの5年間の再設定です。当該案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の要件 農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の要件を満たしていると考えております。説明は以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決をいたします。議案第61号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第61号は申請どおり許可することに決定をいたしました。

(議長) 次に議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」議題といたします。事務局長、説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長)

この案件は中間管理事業制度による利用権設定でございます。議案書は38ページからと50ページからを一緒にご覧ください。なお説明に際し、貸渡人と借受人の間に入っております宮崎県農業振興公社の説明は省略させていただきます。第1項、貸渡人 相続人代表 [] 氏 ・ 借受人 [] 氏の申請案件で、田3筆 4, 525㎡ の使用貸借で、使用貸借期間は令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間の新規設定です。なお、相続につきましては、遺言書により相続人代表 [] 氏に遺産の全てを相続させることになっております。第2項、貸渡人 [] 氏 ・ 借受人 [] 氏の申請案件で、田3筆 2, 681㎡ 畑1筆 59㎡ 計4筆 2, 740㎡ の使用貸借で、使用貸借期間は令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間の新規設定です。第3項、貸渡人 [] 氏 ・ 借受人 [] 氏の申請案件で、畑4筆 13, 195㎡ の貸貸借で、賃借料は年総額 131, 950円、賃貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。第4項、貸渡人 [] 氏 ・ 借受人 [] 氏

■■■■氏 の申請案件で、畑1筆 2, 226㎡ の使用貸借で、使用貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。第5項、貸渡人 相続人代表 ■■■■氏 ・ 借受人 ■■■■氏 の申請案件で、畑1筆 2, 693㎡ の使用貸借で、使用貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。なお、相続人は子ども2人となりますが、2人とも同意をいただいております。第6項、貸渡人 ■■■■氏 ・ 借受人 ■■■■氏 の申請案件で、田1筆 4, 782㎡ の貸貸借で、賃借料は年総額46,385円、貸貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。第7項、貸渡人 相続人代表 ■■■■氏 ・ 借受人 ■■■■氏 の申請案件で、田5筆 13,028㎡ 畑1筆 6,867㎡ 計6筆 19,895㎡ の貸貸借で、賃借料は年総額164,580円、貸貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。なお、相続人は配偶者1人、子ども3人となります。配偶者が1/2、子ども1人の同意をいただいております1/6、合計4/6の同意ということになります。第8項、貸渡人 ■■■■氏 ・ 借受人 ■■■■氏 の申請案件で、田1筆 2,832㎡ 畑1筆 1,850㎡ 計2筆 4,682㎡ の使用貸借で、使用貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。第9項、貸渡人 ■■■■氏 ・ 借受人 ■■■■氏 の申請案件で、田1筆 1,207㎡ 畑1筆 3,713㎡ 計2筆 4,920㎡ の貸貸借で、賃借料は年総額36,167円、貸貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。第10項、貸渡人 ■■■■氏 ・ 借受人 ■■■■氏 の申請案件で、田3筆 13,644㎡ 畑5筆 4,278㎡ 計8筆 17,922㎡ の貸貸借で、賃借料は年総額163,833円、貸貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。第11項、貸渡人 ■■■■氏 ・ 借受人 ■■■■氏 の申請案件で、田2筆 3,693㎡ 畑1筆 2,637㎡ 計3筆 6,330㎡ の貸貸借で、賃借料は年総額46,000円、貸貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。第12項、貸渡人 相続人代表 ■■■■氏 ・ 借受人 ■■■■氏 の申請案件で、田1筆 3,705㎡ の使用貸借で、使用貸借期間は令和7年5月1日から令和10年4月30日までの3年間の新規設定です。なお、相続人は子ども3人となります。子ども2人の同意をいただいております2/3の同意ということになります。第13項、貸渡人 ■■■■氏 ・ 借受人 ■■■■氏 の申請案件で、田1筆 3,403㎡ の使用貸借で、使用貸借期間は令和7年5月1日から令和12年4月30日まで

の5年間の新規設定です。第14項、貸渡人 ■■■■■ 氏 ・ 借受人 ■■■■■ ■■■■■ 氏 の申請案件で、田1筆 1, 232㎡ の賃貸借で、賃借料は年総額1万円、賃貸借期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間の新規設定です。説明は以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(真方委員) はい。(真方委員)

(真方委員) 17番真方です。7番から11番の■■■■■さん。新規設定に合わせて5町歩くらい作られるということですが、この方どういった方なのか説明いただければ。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長)

(事務局長) ご質問にお答えいたします。■■■■■さんですが、■■■■■さんのところで事業承継ということで牛養いをされている方です。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決をいたします。議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第62号は、申請どおり許可することに決定をいたしました。

(議長) 続きまして、議案第63号「非農地判定について意見を求める。」を議題といたします。事務局長の説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長)

議案書は本日配布いたしました別冊になります。本日配布となりましたことをお詫び申し上げます。別冊の3ページをご覧ください。委員皆様方から報告いただいた全てではありませんが、今回、事務局が現地調査を行った非農地判定集計表になります。西麓が24筆の26, 579㎡、蒲牟田が23筆の17, 690㎡、広原が33筆の39, 185㎡、後川内が10筆の13, 515㎡ 合計の90筆、96, 969㎡であります。4ページから7ページが非農地判定一覧になっております。8ページからは、番号毎の非農地判定現地調査報告書となっております。本日は個別の説明は割愛させていただきますが、委員の皆様方が担当された箇所の確認をお願いしたいと思います。非農地通知までには時間がありますので、何かございましたら4月21日月曜日までに事務局へお問い合わせ頂きたいと考えております。説明は以上でございます。

(議長) 議案第63号についてはそれぞれ確認の上、何かあれば事務局の方に連絡をしていただきたいと思います。

(議長) 暫時休憩をいたします。

(議長) 休憩前に引き続き、追加議案について審議をしていきたいと思ひます。

(議長) 議案第60号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」の第6項が追加されましたので、事務局説明をお願いします。

(事務局) 議長、事務局。(はい、事務局)

(事務局) 第6項になります。譲受人が■■■■氏 譲渡人が■■■■氏の申請案件で、田1筆 2, 297㎡ 売買価格が34万5000円です。加藤会長代理、石山委員のあっせんを受けております。以上でございます。

(議長) それでは審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) あっせん会議に私も出席したので補足をさせていただきます。河川の横で形が三角形で悪いと。この地域においては圃場整備がされているので条件的には良いんですけども、三角形で作業効率が悪いということで金额的に10a当たり15万で納得をされたということでした。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決をいたします。議案第60号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」第6項についての賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第60号第6項については、許可することに決定をいたしました。

(会長代理) 以上で、本日提案いたしました議案の審議は、すべて終了いたしました。これを持ちまして、3月の農業委員会定例総会を閉会いたします。

(二宮主任主事) ご起立をお願いいたします。 「一同礼」。 お座りください。